

# 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

## ヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾンアメリカン・エクスプレス・カード特約

### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」という)及び全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)と提携して発行するヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾンアメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)の会員(以下「会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

### 第2条(個人情報の提供)

会員は当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報をヤマダフィナンシャルへ提供し、ヤマダフィナンシャルが以下の目的で利用することに同意します。

[個人情報]

ヤマダフィナンシャルが提携する企業の店舗・施設等における契約日、商品名、契約額

[利用目的]

本カードの機能・サービス及びその他ヤマダフィナンシャルの事業に関するサービス提供

### 第3条(ヤマダフィナンシャルの共同利用)

ヤマダフィナンシャルは、株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ」という)及びヤマダの連結子会社(以下ヤマダと併せて「共同利用会社」という)と、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」第2条記載の[収集・利用する個人情報]を以下の[利用目的]で共同して利用します。なお、共同利用会社の具体的な名称・事業内容については、ヤマダのホームページ(<http://www.yamada-denki.jp/>)常時掲載しております。個人情報の管理についてはヤマダフィナンシャルが責任を負います。

[利用目的]

(1) 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関するサービス提供、宣伝物、印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理

(2) 共同利用会社の事業に関する市場調査、商品開発

### 第4条(ANAの共同利用)

ANAは、ANAプライバシーポリシーに定めるANAグループ各社と、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」第2条記載の[収集・利用する個人情報]を以下の[利用目的]で共同して利用します。なお、個人情報の管理についてはANAが責任を負います。また、ANAグループ各社は、ANAのホームページ(<http://www.ana.co.jp/>)に掲載しています。

[利用目的]

(1) 航空運送サービスにおける予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス

(2) 連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送における予約、航空券販売およびチェックイン、空港ハンドリング

(3) ANAマイレージクラブにおけるサービスの提供

(4) ANAが取り扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理

(5) 上記(1)～(4)に付帯・関連するすべての業務

(6) ANAのサービス・商品等に関するアンケートの実施

- (7) 新たなサービス・商品の開発
- (8) 各種イベント・キャンペーンの案内、運営、管理および各種情報の提供
- (9) ANAのサービス・商品提供に関する連絡
- (10) ANAグループ会社・提携先企業等が取扱うサービス・商品、各種イベント・キャンペーンの案内、運営、管理および各種情報の提供
- (11) 問合せ、依頼等への対応

#### 第5条(特約の変更)

本特約はヤマダフィナンシャル、ANA、当社所定の手続きにより変更する場合があります。

## ヤマダ LABI ANA マイレージクラブカードセゾン アメリカン・エクスプレス・カード規約

### ヤマダ LABI ANA マイレージクラブカードセゾン アメリカン・エクスプレス・カード特約

#### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」という)及び全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)と提携して発行するカードをヤマダ LABI ANA マイレージクラブカードセゾンアメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

#### 第2条(カードの発行)

- (1) お客様が、本特約、セゾンカード規約、ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定、ヤマダ ケイタイ de ポイントご利用規約及び ANA マイレージクラブ会員規約を承認し、ヤマダフィナンシャル、ANA 及び当社(以下「3者」という)に本カードのご利用のお申込をされ、3者が本カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。
- (2) 本カードについては、セゾンカード規約第39条(セゾンカードインターナショナルアメリカン・エクスプレス・カード)のセゾンカードインターナショナルアメリカン・エクスプレス・カードを本カードに読み替えた上で同条を適用します。

#### 第3条(特典及びサービスの利用)

1. 本会員は、ヤマダフィナンシャルが提供する特典及びサービスを受ける場合、ヤマダフィナンシャル所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、ヤマダポイント機能部分については、本特約及びヤマダポイントカード会員口座ご利用規定、ヤマダ ケイタイ de ポイントご利用規約に基づき提供されます。
2. 本会員は、ANAが提供する特典及びサービスを受ける場合、ANA所定の方法でその提供を受けるものとします。
3. 本会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

#### 第4条(届出事項の変更)

会員が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、会員は当社所定の方法にて当社あてに届け出るものとします。また、会員は当社に届け出た変更事項については、別途 ANA に対し、「ANAマイレージクラブ会員規約」に定める届出が必要となります。

#### 第5条(口座維持手数料)

本会員は、カード入会の次年度以降、年毎に所定のヤマダポイントの口座維持手数料を支払うものとします。但し、本会員が前年度に本カードのご利用がある場合には、本会員は該当する年の口座維持手数料の支払いを免除されるものとします。なお、年度とはカード入会をした日の属する月の1日から1年間を指します。

#### 第6条(弁済金等の支払方法等)

(1) セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等) (2) の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。又、次の事項を追加します。

⑧ 分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表の通りとなります。

(例)現金価格10万円、10回払いの時

○分割払手数料  $10万円 \times (5.7円 / 100円) = 5,700円$

○支払総額  $10万円 + 5,700円 = 105,700円$

○月々の分割支払金  $105,700円 \div 10回 = 10,570円$

|                       |      |      |      |      |      |      |       |       |       |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 支払回数 (回)              | 3    | 5    | 6    | 10   | 12   | 15   | 18    | 20    | 24    |
| 支払期間 (ヶ月)             | 3    | 5    | 6    | 10   | 12   | 15   | 18    | 20    | 24    |
| 実質年率 (%)              | 10.3 | 11.4 | 11.7 | 12.3 | 12.4 | 12.6 | 12.6  | 12.7  | 12.7  |
| 現金価格100円当たりの手数料の額 (円) | 1.71 | 2.85 | 3.42 | 5.70 | 6.84 | 8.55 | 10.26 | 11.40 | 13.68 |

(2) セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回のお支払い金額を含めます。

(3) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。

#### 第7条(遅延損害金)

前条の分割支払金のお支払いが遅れた場合及びセゾンカード規約第20条(期限の利益喪失)(1)又は(2)のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、セゾンカード規約第8条(遅延損害金)を適用します。

#### 第8条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約の通りにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### 第9条(会員資格の喪失)

1.セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩ヤマダフィナンシャルが本会員として不適当であると判断したとき。

⑪本会員がANAマイレージクラブ会員の会員資格を喪失したとき。

2.本会員は、本カードの会員資格を喪失した場合、ヤマダポイント口座会員資格及びANAマイレージクラブ会員資格も喪失します。

#### 第10条(特約の変更)

1.本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

2.本特約に定めのない事項についてはセゾンカード規約が適用されるものとします。